令和８年度版

65歳超雇用推進助成金について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大分支部　高齢・障害者業務課

JEED
らしく、はたらく、ともに

はじめに

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

賃金制度や健康管理制度を導入したい

65歳超継続雇用促進コース

定年を引き上げて長く働いてもらいたい



高年齢者無期雇用転換コース

パートタイマーを無期雇用に転換して活用したい

各コース共通事項

対象となる事業主

①雇用保険の適用事業主	支給申請日及び支給決定日時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること
②書類の整備・保管	助成金の審査に必要な書類を整備・保管していること
③審査への協力	必要な書類の提出、提示または現地調査など
④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条、第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと	第8条・・・・60歳以上の定年を定めていること 第9条第1項 ・65歳までの高年齢者雇用確保措置として以下のいずれかを実施（義務） ・定年を65歳以上の引上げ ・希望者全員を65歳まで継続雇用 ・定年の定めの廃止

65歳超継続雇用促進コース

65歳超継続雇用促進コースの概要

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主の申請に対して、一定額を助成します。



支給額

（単位：万円）

措置内容 / 対象被保険者数	定年引上げ又は定年の定めの廃止					継続雇用制度の導入				他社による継続雇用制度の導入			
	65歳への引き上げ	66～69歳への引き上げ		70歳以上への引き上げ	定年の定めの廃止	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ		66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ	
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	15	25	40	45	60	22	20	40	36	20	16	32	30
4～6人	20	32	65	70	120	37	32	65	60	30	26	50	45
7～9人	25	39	110	115	180	60	50	105	95	50	40	85	75
10人以上	30	46	135	140	240	90	75	130	120	70	60	105	100

65歳超継続雇用促進コースの内容

◆ 支給要件（主なもの）

①制度の実施（定年の引上げ等）

・旧定年年齢を上回る６５歳以上への定年引上げ（旧定年年齢が７０歳未満のものに限る）

・定年の定めの廃止

・旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る６６歳以上への継続雇用制度の導入

・他社による継続雇用制度の導入

②対象被保険者がいること

・支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている者であり、60歳以上の雇用保険被保険者

・改正前規則に規定する定年前の無期雇用労働者または定年後の継続雇用者であり、改正前後の就業規則の適用者であること

③高年齢者雇用管理に関する措置の実施　　等

・高年齢者雇用等推進者の選任、

・55歳以上の高年齢者に対して、高年齢者雇用管理措置を実施していること

※このほかにも必要な要件があります。ご留意ください。

支給申請期間

◆６５歳超継続雇用促進コースの支給申請期間は下記のとおりです。

制度実施月	申請期間	制度実施月	申請期間
令和8年 ４月	令和８年５月１日～15日／令和８年６月１日～15日 令和８年７月１日～15日／令和８年８月１日～17日	10月	令和8年11月1日～16日／令和8年12月1日～15日 令和9年1月1日～15日／令和9年2月1日～15日
５月	令和８年６月１日～15日／令和８年７月１日～15日 令和８年８月１日～17日／令和８年９月１日～15日	11月	令和8年12月1日～15日／令和9年1月1日～15日 令和9年2月1日～15日／令和9年3月1日～15日
６月	令和８年７月１日～15日／令和８年８月１日～17日 令和８年９月１日～15日／令和８年10月１日～15日	12月	令和9年1月1日～15日／令和9年2月1日～15日 令和9年3月1日～15日／令和9年4月1日～15日
７月	令和８年８月１日～17日／令和８年９月１日～15日 令和８年10月１日～15日／令和８年11月１日～16日	令和9年 １月	令和9年2月1日～15日／令和9年3月1日～15日 令和9年4月1日～15日／令和9年5月1日～17日
８月	令和８年９月１日～15日／令和８年10月１日～15日 令和８年11月１日～16日／令和８年12月１日～15日	２月	令和9年3月1日～15日／令和9年4月1日～15日 令和9年5月1日～17日／令和9年6月1日～15日
９月	令和８年10月１日～15日／令和８年11月１日～16日 令和８年12月１日～15日／令和９年１月１日～15日	３月	令和9年4月1日～15日／令和9年5月1日～17日 令和9年6月1日～15日／令和9年7月1日～15日

定年の引上げ等の制度の実施日が属する月の翌月から起算して４か月以内の各月月初から15日（15日が行政機関の休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日）に当たる場合は翌開庁日）までに支給申請書に必要な書類を添えて、支給申請してください。

※制度の実施日が属する月（制度実施月）は支給申請期間には含まれません。

※四半期ごとの予算額上限の超過が予見される場合等に、予告なく受付を停止する場合があります。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの実施例

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に応じて助成します。

①高年齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した賃金・人事処遇制度の導入又は改善
（高年齢者向けの専門職制度等、高年齢者に適切な役割を付与する制度を含む）
②労働時間制度の導入又は改善
③在宅勤務制度の導入又は改善
④研修制度の導入又は改善
⑤健康管理制度の導入　　等

※①は、専門職制度等の導入又は改善のみの実施も可

その他、①～⑤のいずれかの措置の実施に際し必要となる機器等の導入に経費を要した場合、その経費が支給対象となります。（上限額５０万円）

支給対象となる機器等に該当するかについては、高年齢者以外の者に対してその汎用性が高いものでないこと等を総合的に勘案し、個々の事案ごとに機構が判断します。機器等を導入するとした場合であっても、必ず支給対象となることを約束されるものではございません。

支給金額

賃金・人事処遇制度の導入又は改善の措置

区分	支給額
中小企業事業主	60万円
中小企業以外の事業主	45万円

上記以外の制度の導入又は改善の措置

区分	支給額
中小企業事業主	30万円
中小企業以外の事業主	23万円

その他、雇用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入を行った場合、その経費（上限50万円）に60%（中小企業以外は45%）を乗じた金額を支給します。

高年齢者無期雇用転換コース

高年齢者無期雇用転換コースの内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者（締結された契約期間が通算５年以内の者）を転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。



支給金額

・対象労働者１人につき40万円

（中小企業事業主以外は30万円）

※支給額にかかわらず１支給申請年度（４月～３月）

１適用事業所あたり 10 人までを上限とする

ホームページのご案内



各コースの申請様式や支給申請の手引きは機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jeed.go.jp/

高齢助成金　機構

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大分支部　高齢・障害者業務課
〒870-0131
大分市皆春1483-1　ポリテクセンター大分内
ＴＥＬ：０９７－５２２－７２５５
E-Mail：oita-kosyo@jeed.go.jp

案内地図



